平成２８年（フ）第１５４６号
札幌市白石区中央３条４丁目１番55―203号
債務者　志田　淳一
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５５２号
北海道千歳市信濃３丁目32番４号　ザ・ウィング南棟Ｇ号
債務者　湯浅　優樹
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５５５号
札幌市白石区菊水上町３条２丁目52番地359ラ・ミアカーサＣ号
債務者　皆川満里子
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５６０号
札幌市豊平区月寒東１条10丁目６番６号　メルローズ中井202号
債務者　高崎三枝子
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５６４号
札幌市西区八軒１条西１丁目６番１―501号
債務者　細渕　紀子
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５９１号
北海道北広島市大曲緑ヶ丘１丁目14番地25ミルグラース201号
債務者　大川　靖子
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６号
北海道士別市西４条４丁目405番地２　西栄団地Ｂ－２－８
債務者　髙畑　　護
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２７年（フ）第３４８号
岩手県奥州市水沢区字福原11番地　後藤アパート１号棟201号室、旧住所岩手県滝沢市穴口282番地23　メゾン・ド・プランタン201号
債務者　岡崎　修一
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第２３０号
盛岡市浅岸２丁目８番30号、旧住所東京都江東区亀戸４丁目22番４号　パルコート801
債務者　泉山　智紀
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第１９１号
群馬県安中市松井田町二軒在家585番地１
県住89―Ｈ棟32号
債務者　隅田　昌輝（旧姓島田）
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第４４４号
埼玉県所沢市小手指町１丁目14番地の13　ケイアイプラザＡ―103、前住所埼玉県所沢市小手指南３丁目37番地の３　ヤマサコーポ５
債務者　後藤　　清
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第４５５号
埼玉県川越市伊勢原町５丁目５番地３（グリーンコモンズ川越２号棟101号室）
債務者　新井　　悟
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第４７７号
埼玉県入間市大字下藤沢1122番地１　ホワイトパレス101、前住所埼玉県所沢市東狭山ケ丘６丁目799番地の６
債務者　菊地美津枝
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第２４５号
愛知県豊田市美里６丁目15番地７　シャルマン202号、前住所愛知県豊田市美里４丁目11番地８
債務者　森　由紀美
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第６４０号
堺市南区岩室451番地２　ハピネスワン202号
債務者　香川　伸一
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第６８０号
大阪府高石市羽衣１丁目18番25号、前住所大阪府高石市東羽衣６丁目21番27号
債務者　川本千恵子
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第７２２号
大阪府富田林市楠風台２丁目８番24号、前住所大阪府富田林市若松町西１丁目1866番地３（1104）
債務者　勝谷　　貴
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係